



平成 27 年 1 月 20 日

各 位

会社名 ナラサキ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 克久
(コード番号 8085 東証第2部)
問合せ先 IR・広報部長 河田 清
(TEL 03-6732-7350)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、平成 26 年 3 月 25 日から公正取引委員会の検査を受けておりました農業協同組合等が発注する低温空調設備建設工事の取引に関し、平成 27 年 1 月 20 日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたのでお知らせいたします。

当社は、このような命令を受けたことを厳粛に受け止め、さらなるコンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底を図ってまいります。

株主の皆様やお客様をはじめ関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

北海道に所在する農業協同組合等が発注する農産物の貯蔵等施設に係る低温空調設備建設工事の取引に関し、独占禁止法第 3 条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認すること、当社従業員に対し独占禁止法遵守についての行動指針の周知徹底を図ること、当社内において定期的な研修・監査を実施すること等の措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額: 1,251 万円

納付期限 : 平成 27 年 4 月 21 日

3. 独占禁止法を含む法令遵守の徹底

当社は、このような事態になりましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、再発防止の固い決意のもとにその施策として、同業他社接触規制の厳格化、入札手続きの管理強化、独占禁止法遵守活動の徹底など、コンプライアンス強化に徹底的に取り組むとともに、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

4. 業績への影響

平成 27 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間において、上記の課徴金納付額を特別損失に計上いたしますが、業績への影響は軽微であり業績予想の修正はございません。

以上